

あなたを狙う

特殊詐欺・悪質商法に

# 要注意!

パソコンにウイルス感染の警告画面が!  
すぐに支払わなきゃ!



高額当選の連絡がきた!  
受取手数料に、  
電子マネーが必要!?



ちよつと待った!

その支払い!

自宅に訪問し、  
しつこい勧誘。  
契約したら帰って  
くれるかな。



突然の訪問で  
自宅を点検。  
すぐ修理が必要!?



©2015 秋田県んだっチ

# 特殊詐欺あれこれ

秋田県では、架空料金請求詐欺が最も多く発生！

## パソコンサポート費用名目

パソコンに、「ウイルス感染」などの警告画面が表示され、ウイルス除去費用として、電子マネー等を要求される手口です。

### 県内の事例

パソコンでインターネットサイトを閲覧中、「**ウイルスに感染しています。**」などという画面が表示されたことから、問い合わせ先に電話したところ、**ウイルスソフト購入費用として電子マネーを購入するよう指示**され、コンビニエンスストアで電子マネーを購入し、番号を相手に伝えて利用権をだまし取られた。(70代男性)

表示された連絡先に  
電話しない!



ウイルス  
感染



## 高額当選金名目

「当選おめでとうございます」と書かれたメールが届き、当選金の受け取り費用として、電子マネー等を要求される手口です。

### 県内の事例

スマートフォンに「**5億円当選おめでとうございます。**」などという内容のメールが届き、**当選金を受け取るための費用を電子マネーで支払うように要求**され、コンビニエンスストアで電子マネーを購入し、番号を相手に伝えて利用権をだまし取られた。(60代女性)

メールに記載されている  
URLを**クリック**しない!



# 消費トラブルあれこれ

巧妙な勧誘に注意！即決しないで、まずは相談！

## トラブル① 家の修理が必要だと言われ…

### 不安をあおり契約させるリフォーム工事の点検商法

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。

迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないとは契約できない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。

不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルはできない」と怒鳴られた。  
(国民生活センター発行：見守り新鮮情報第308号（2018年5月16日）より)

突然訪問して来た業者とは、  
決してその場で**契約しない**  
ようにしましょう！



## トラブル② 布団を見せてほしいと言われ…

### 強引な布団の訪問販売に注意

突然「布団を見せてほしい」と女性が訪問し、家に上がり「汚れているし体に悪いので新しく購入したほうがいい」としつこく勧めてきた。断って帰ってもらったが、しばらくして男性と一緒に羽毛布団を持ってきた。

断っても「ひと月1万円の支払いだから大丈夫」などと勧誘され、根負けして承諾してしまった。クレジット会社の書類を書くときに初めて、総額が約40万円と高額であることを知った。解約したい。

(国民生活センター発行：見守り新鮮情報第267号（2016年11月29日）より)

見慣れない業者は**家にあげない!**  
応対する場合は、必ず家族等に  
同席してもらいましょう！



契約してから後悔したら

## クーリング・オフ制度を活用しましょう

訪問販売など不意打ちのように勧誘され、よく考える間もないまま契約を結んでしまう場合があります。消費者が契約後に頭を冷やして考え直すために導入されたのが、クーリング・オフ制度です。

法律で定められた一定期間内であれば、**一方的に無条件で契約を解除することができます。**

通信販売など、クーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは、消費生活相談窓口にご相談しましょう。



特殊詐欺対策に効果的な

## 自動通話録音警告機を活用しましょう

県警では、自動通話録音警告機を**無料**で貸し出しています。

主に、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある高齢者世帯が対象で、貸出期間は3か月です。

貸出しを希望される方は、住所地を管轄する警察署の生活安全課までご連絡ください。

### 自動通話録音警告機とは？

電話をかけてきた相手にメッセージを流し、詐欺犯人との通話を自動録音する機能のある機器です。



## 自分の身を守るため、かしこい消費者になろう！

- 不安な話をされてもあわてない！
- 相手の話をうのみにしない！
- できるだけ一人で話を聞かない！
- 業者に解約・返品を申し出る際は、メモなどに整理して冷静に、希望や理由は明確に伝える！
- 困ったとき、不安なときは一人で抱え込まず、身近な人に相談する！



# 困ったときの相談窓口

秋田県生活センター ☎018-835-0999  
秋田市中通2-3-8  
(アトリオン7階)

●北部消費生活相談室 ☎0186-45-1040  
大館市字中町5  
(旧正札竹村ビル1階)

●南部消費生活相談室 ☎0182-45-6104  
横手市旭川1-3-41  
(県平鹿地域振興局1階)

相談時間：月～金 9:00～17:00(土日祝日・年末年始除く)

秋田県警察本部県民安全相談センター

電話 #9110 (または018-864-9110)

●鹿角警察署  
☎0186-23-3321

●大館警察署  
☎0186-42-4111

●北秋田警察署  
☎0186-62-1245

●能代警察署  
☎0185-52-4311

●五城目警察署  
☎018-852-4100

●男鹿警察署  
☎0185-23-2233

●秋田臨港警察署  
☎018-845-0141

⋮

●秋田中央警察署  
☎018-835-1111

●秋田東警察署  
☎018-825-5110

●由利本荘警察署  
☎0184-23-4111

●大仙警察署  
☎0187-63-3355

●仙北警察署  
☎0187-53-2111

●横手警察署  
☎0182-32-2250

●湯沢警察署  
☎0183-73-2127

秋田弁護士会 電話：018-896-5599  
電話受付時間：月～金 9:30～16:30  
(土日祝日・お盆・年末年始除く)

# お住まいの消費生活相談窓口

- 秋田市市民相談センター  
☎018-888-5648
- 能代市消費生活センター  
☎0185-89-2939
- 横手市消費生活センター  
☎0182-32-2919
- 大館市消費生活センター  
☎0186-43-7045
- 男鹿市消費生活センター  
☎0185-24-9111
- 湯沢市消費生活センター  
☎0183-72-0874
- 鹿角市消費生活センター  
☎0186-30-0258
- 由利本荘市消費生活センター  
☎0184-24-6251
- 潟上市消費生活センター  
☎018-853-5370
- 大仙市消費生活センター  
☎0187-63-1136
- 北秋田市消費生活センター  
☎0186-62-6628
- にかほ市消費生活センター  
☎0184-32-3043
- 仙北市消費生活センター  
☎0187-43-3313

- 小坂町観光産業課  
☎0186-29-3908
- 上小阿仁村住民福祉課  
☎0186-77-2222
- 藤里町町民課  
☎0185-79-2113
- 三種町商工観光交流課  
☎0185-85-4830
- 八峰町産業振興課  
☎0185-76-4605
- 五城目町住民生活課  
☎018-852-5112
- 八郎潟町町民課  
☎018-875-5805
- 井川町町民生活課  
☎018-874-4416
- 大潟村生活環境課  
☎0185-45-2115
- 美郷町住民生活課  
☎0187-84-4903
- 羽後町町民生活課  
☎0183-62-2111
- 東成瀬村企画課  
☎0182-47-3402

相談日：月～金（土日祝日・年末年始除く）

※相談時間は各消費生活相談窓口によって異なります。

※各消費生活相談窓口で相談できるのは、在住の方が原則です。



全国共通相談電話

「消費者ホットライン」

い や や  
**188**